

伊丹市地域支援事業（一般介護予防事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する、一般介護予防事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業内容）

第2条 市は、地域支援事業（一般介護予防事業）として、次に定めるものの全部又は一部を実施するものとする。

- (1) 介護予防把握事業
- (2) 介護予防普及啓発事業
 - ① 健康教育事業
 - ② フレイル予防・改善推進事業
 - ③ 市広報紙等での普及啓発
- (3) 地域介護予防活動支援事業
 - ① 地域ボランティア養成事業
 - ② 福祉サポーターポイント事業
 - ③ いきいき百歳体操
 - ④ 介護予防拠点づくり事業
- (4) 一般介護予防事業評価事業
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

2 前項第2号及び第3号に定める事業の実施方法は、別記の通りとする。

（事業の委託）

第3条 市は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認める社会福祉法人等に委託することができる。

（調査等）

第4条 市は、委託を受けた者が行う事業の適正な実施を確保するため、事業の内容を調査し、必要な措置を講ずる。

（報告等）

第5条 受託を受けた者は、事業の経理を他の事業の経理と明確に区分するとともに、事業の実施内容及び評価に関する報告書

を市に報告するものとする。

（利用料等）

第6条 利用料は無料とする。但し、事業の実施に必要な範囲で参加者から実費を徴収することができるものとする。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域支援事業（一般介護予防事業）の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別記

1 介護予防普及啓発事業

(1) 健康教育事業

- ① 医師・保健師等の専門職が実施する老人クラブ等の団体を対象とした講座
- ② いきいき健康大学

(2) フレイル予防・改善推進事業

高齢者のフレイル予防のため、高齢者の食と口腔に関する状態の維持・改善を目的として、高齢者が自分でできる顔・口の筋肉や舌の体操、日常的なケアの仕方などの普及・啓発講座を実施する。

(3) 市広報紙等での普及啓発

- ① 市広報特集号の発行
- ② 普及啓発パンフレットの作成・配布

2 地域介護予防活動支援事業

(1) 地域ボランティア養成講座

本事業は、別に定める地域ボランティア養成講座開催要領による。

(2) 福祉サポーターポイント事業

本事業は、別に定める伊丹市福祉サポーターポイント事業実施要綱による。

(3) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操を通じて社会参加及び介護予防に取り組む団体やグループに対して、市や地域包括支援センターの職員は、下記の役割に基づいて必要な指導及び助言等の支援を行う。

① 地域型地域包括支援センター

ア いきいき百歳体操の実施を希望する団体やグループに対して、実施方法やグループの立ち上げ支援等を行うとともに、担当する日常生活圏域内で介護予防が必要な高齢者に対して、当事業への参加を推進する。

イ いきいき百歳体操を実施するグループに対して、その活

動の継続を目的とした必要な支援を，リハビリテーション専門職等と協働して行うものとする。

② 市及び基幹型地域包括支援センター

地域型地域包括支援センターの後方支援並びに市内でいきいき百歳体操に取り組んでいる団体やグループの情報集約及びマップ作成等を通じて，当事業の参加者数の増加を図る。

(4) 介護予防拠点づくり事業

本事業は，別に定める伊丹市介護予防拠点づくり事業補助金交付要綱による。